

道の駅「知床・らうす」玄関前広場出店要項 令和5年4月1日改正

1. 趣旨

地場産品の供給を通じて、道の駅「知床・らうす」周辺の賑わいを創出し、交流人口の増大と観光・産業の振興を図るとともに、町民による起業や新たな産業の創出の場として、道の駅「知床・らうす」玄関前広場への出店に関し、必要な事項を定める。

2. 出店可能日時

(1) 出店可能日 : 12月28日～1月5日までを除く全ての日

(2) 出店可能時間：一般出店 午前9時00分から午後5時00分まで
その他 午前9時00分から午後8時00分まで

※午前10時00分から午後4時00分の間は、安全確保のため原則として
車両の移動、進入、退場はできません。

3. 場所

道の駅「知床・らうす」玄関前広場 羅臼町本町361番地1

4. 出店資格

- (1) 羅臼町民で、羅臼町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までに該当しないこと。
- (2) 原則として町内出店者を優先し、道の駅「知床・らうす」の出店者としてふさわしいものを選定する。
- (3) 町外事業者においては、羅臼町認証店登録店及び知床羅臼深層水利活用協議会加盟店を優先する。
- (4) 移動販売車両1台及びテント大小問わず1張りを1出店者とする。

5. 出店内容

- (1) 原則として、その場で食べて頂く食品の提供とし、取り扱う食品は、羅臼町の地場産品及び特産品、またはそれらを使用したものとする。
- (2) その場で食べて頂く食品の提供を原則とするが、物販は、羅臼町の地場産品、羅臼町で製造された商品、または羅臼町のPRに繋がる商品とする。
- (3) 酒類の販売、提供については、一般出店、イベント出店共に認めない。
- (4) 管理者（受託者含む）が期間を限定し観光・産業の振興を図ること及び周辺の賑わいの創出を目的として出店募集する場合、又は申請によりイベントの開催を認めるときは、「5.出店内容の(1)、(2)」の条件を除外することができる。

6. 出店形態

移動販売車、簡易テントによる出店とする。

7. 出店区画

- (1) 1 出店者に対し区画を定め、出店位置は管理者により決定する。
- (2) 区画の転売、又貸し等はできない。

8. 出店方法

- (1) 出店を希望する場合は、事前に登録申請書に必要書類を添付し登録申請を行い、事業者登録完了後、申請書に必要書類を添付し届け出るものとする。
- (2) 登録申請書には、誓約書、営業許可書の写し、食品衛生責任者証明証の写し（キッチンカーのみ）、PL 保険加入証等の写しを添付すること。
- (3) 出店申請書には出店スケジュール等必要書類を添付すること。
- (4) 一般出店は出店募集期間に申請を受け付ける。募集期間中に区画が全て予約されなかった場合は、随時申請を受け付ける。
- (5) 出店をキャンセルする場合は、必ず事前に連絡すること。
- (6) 出店の流れは、事業者登録申請⇒事業者登録完了⇒出店申請書提出⇒予約調整⇒結果通知⇒使用料納入⇒出店予約確定⇒出店

9. 出店料（1 区画 1 出店者につき）

(1) 繁忙期 【7月～9月及び5月のゴールデンウィーク】

- ・土日、祝日：4,000円/日
- ・平日：2,000円/日
- ・夜間：2,000円/午後5時00分～午後8時00分

(2) 平常期 【5月（ゴールデンウィークを除く）～6月、10月、2月】

- ・土日、祝日：3,000円/日
- ・平日：1,500円/日
- ・夜間：1,000円/午後5時00分～午後8時00分

(3) 閑散期 【11月～1月及び3～4月】

- ・土日、祝日：2,000円/日
- ・平日：1,000円/日
- ・夜間：1,000円/午後5時00分～午後8時00分

※夜間使用は原則としてイベント使用時に限る。

※イベントに参加する出店者1件ごとに出店料が発生し、イベント主催者が取りまとめ支払いすること。

(4) 時間外使用 500円/1時間 ※特に必要と認められたとき。

(5) 出店料は事前に支払うものとする。

(6) 納入された出店料は、雨、雪、強風などの気象変化の影響により途中で営業を中止する場合は、4時間以内を半日と定め、この場合、納入金額の2分の1の額

を返還する。返還金額は半日単位とする。

(7) 1号、2号で定めるゴールデンウィークは、毎年期間を定めることができる

10. 減免について

- (1) 町または町の機関が主催、あるいは共催する事業で使用する時。
- (2) 町内の公共団体が営利を目的としない利用をする時。
- (3) その他、町長、管理受託者が特に必要と認められた時。

11. 営業許可関係

- (1) 保健所等の営業許可申請については、出店者が各自行うこと。
- (2) 許可書等は出店区画内に正面から見えるように掲示すること。
- (3) 事業者登録申請者及び出店申込者と営業許可証を受けた者が同一であること。

12. ゴミの処理及び周辺の清潔について

- (1) 発生したゴミ、排水は出店者が持ち帰ること。
- (2) 出店者はゴミ箱をキッチンカー、販売テント直近のわかりやすい位置に必ず設置すること。
- (3) 販売した商品から発生したゴミを周辺に捨てることのないよう、十分周知すること。
- (4) 出店後は自店スペース及び周辺の清掃を行うこと。

13. 事故等について

- (1) 提供商品や販売上の事故、クレーム、トラブルなどの責任は、出店者の自己責任となり、一切の責任を負わない。
- (2) お客様からのクレーム多発や、出店ルールを守らない場合は、出店途中であっても中止し、以降の申し込みについても許可しない。
- (3) 管理者が出店内容を不適切と判断した場合には出店を中止させ、出店料の返還はしない。
- (4) 施設の破損や施設を汚した場合は、原状復帰すること。

14. その他

- (1) 調理用水、その他販売に関わるものは出店者各自で用意すること。
- (2) 施設の水道使用は必要最低限とすること。冷凍食材の解凍や器具類の洗浄での使用は禁止する。
- (3) 調理に火気を使用する場合は必ず消火器を設置すること
- (4) イベントスペース内は禁煙とする。
- (5) テントや備品等が風で飛ばないように、十分管理すること。
- (6) その他、管理者の指示する事項を厳守すること。